

貝田速報 & 解説

2023

越境 EC 輸出返品商品の税収政策について

2月15日



DELIVER THE LATEST INFORMATION

最新な財税情報、政策
専門的な事例解説



貝田財務諮詢(上海)有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO.,LTD.

住所: 上海市徐匯区宜山路 425 号光启城 410 室

TEL: 86-21-6083-9925

メールアドレス: kaida_office@kaida.sh.cn

HP: <http://www.kaida.com.cn>

跨境电商

关于跨境电子商务出口退运商品税收政策的公告 财政部 海关总署 税务总局公告 2023 年第 4 号

为加快发展外贸新业态，推动贸易高质量发展，现将跨境电子商务出口退运商品税收政策公告如下：

一、对自本公告印发之日起 1 年内在跨境电子商务海关监管代码（1210、9610、9710、9810）项下申报出口，因滞销、退货原因，自出口之日起 6 个月内原状退运进境的商品（不含食品），免征进口关税和进口环节增值税、消费税；出口时已征收的出口关税准予退还，出口时已征收的增值税、消费税参照内销货物发生退货有关税收规定执行。其中，监管代码 1210 项下出口商品，应自海关特殊监管区域或保税物流中心（B 型）出区离境之日起 6 个月内退运至境内区外。

二、对符合第一条规定的商品，已办理出口退税的，企业应当按现行规定补缴已退的税款。企业应当凭主管税务机关出具的《出口货物已补税/未退税证明》，申请办理免征进口关税和进口环节增值税、消费税，退还出口关税手续。

三、第一条中规定的“原状退运进境”是指出口商品退运进境时的最小商品形态应与原出口时的形态基本一致，不得增加任何配件或部件，不能经过任何加工、改装，但经拆箱、检验（化）验、安装、调试等仍可视作“原状”；退运进境商品应未被使用过，但对于只有经过试用才能发现品质不良或可证明被客户试用后退货的情况除外。

四、对符合第一、二、三条规定的商品，企业应当提交出口商品申报清单或出口报关单、退运原因说明等证明该商品确为因滞销、退货原因而退运进境的材料，并对材料的真实性承担法律责任。对因滞销退运的商品，企业应提供“自我声明”作为退运原因说明材料，承诺为因滞销退运；对因退货退运的商品，企业应提供退货记录（含跨境电商平台上的退货记录或拒收记录）、退货协议等作为退运原因说明材料。海关据此办理退运免税等手续。

五、企业偷税、骗税等违法违规行为，按照国家有关法律法規等规定处理。

特此公告。

财政部 海关总署 税务总局

2023 年 1 月 30 日

越境 EC 輸出返品商品の税収政策に関する公告

財政部税関総署税務総局公告 2023 年第 4 号

対外貿易の新業態の発展を加速させ、貿易発展を推進するために、クロスボーダー EC 輸出の返品商品の税収政策を以下のように公告する：

一、本公告が配布された日から 1 年以内に越境 EC の税関監督管理コード（1210、9610、9710、9810）の項目で輸出を申告し、滞留、返品が原因で、輸出日から 6 ヶ月以内に元の状態で返品入国した商品（食品を含まない）に対して、輸入関税と輸入段階の増値税、消費税を免除する。輸出時に徴収された輸出関税は還付し、輸出時に徴収された増値税、消費税は国内販売の返品発生に関する税収規定を参照して執行する。そのうち、監督管理コード 1210 項の輸出商品は、税関の特殊監督管理区域または保税物流センター（B 型）が出国した日から 6 ヶ月以内に境内区外に返品されなければならない。

二、第一条の規定に応じる商品に対して、すでに輸出税還付を行った場合、企業は現行の規定に従ってすでに還付された税金を追納しなければならない。企業は統括税務局が発行した「輸出貨物の追納/未還付証明書」に基づいて、輸入関税と輸入段階の増値税、消費税の免除を申請し、輸出関税を還付する手続きをしなければならない。

三、第一条に規定された「元の状態で返品」とは、輸出商品の返品入国時の最小の商品形態は元の輸出時の形態と基本的に一致しなければならない。いかなる部品や部品も追加してはならない。いかなる加工、改装も経てはならないが、解体、検査、組立、調整などを経ても「元の状態」と見なすことができる。返品入国の商品は未使用状態だが、試用してから品質不良が発見されたり、顧客に試用されたことを証明して返品されたりする場合は除外する。

四、第一、二、三条の規定に応じる商品に対し、企業は輸出商品申告リストまたは輸出通関書、返品原因説明などを提出し、当該商品が滞留、返品のため、返却されて入国したことをきちんと証明できる資料であり、且つ資料の真实性に対して法律責任を負うべきである。滞留返品された商品に対して、企業は返品の原因説明材料として「自己声明」を提供し、滞留で返品されることを承諾しなければならない。返品商品について、企業は返品記録（越境 EC プラットフォーム上の返品記録または受領拒否記録を含む）、返品協議などを返品の原因説明資料として提供しなければならない。税関はこれに基づいて返品免税などの手続きを行う。

五、企業の脱税、税金詐欺などの違法行為は、国の関連法律法規などの規定に基づいて処理する。

ここに公告する

財政部税関総署税務総局

2023 年 1 月 30 日